◆ご契約者懇談会でのご意見・ご要望の例

母が介護状態になり、介護保障の必要性を強く感じた。自らの介護はもちろん、親の介護に備えて家族が加入する保険など幅広い視点で介護保障を充実させてほしい。

高齢化が進む中において、ご自身やご家族の介護に備える保険のニーズは益々高まっていくものと思われます。

こうしたニーズに適う商品として、2015年9月から、保障範囲を「介護保障」より幅広い「働けない状態の保障」に拡大した商品「1UP(ワンアップ)」を提供しております。本商品は「公的年金制度の障害年金1・2級に認定」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定」された時などに、毎年一定額の年金をお支払いする仕組みとしております。ご自身やご家族の生活をサポートする商品であり、親を被保険者、そのご家族を契約者としてお引き受けすることも可能ですので、そうした介護保障等を必要とするお客さまへの丁寧なコンサルティングに努めてまいります。

また、三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、団体長期障害所得補償保険(GLTD)という企業向け商品(契約者=会社、被保険者=従業員で、従業員の就業不能に対する補償を提供)を取り扱っております。GLTDには、「親が公的介護保険制度の要介護3以上(※)に認定」された時などに一時金を支払う「親介護一時金支払特約」を付保することが可能です。

今後も、高齢化の進展に伴う様々な介護保障ニーズを踏まえ、幅広い視点で検討を行ってまいります。

(※)専用の特約をセットすることで、保険金をお支払いする要介護状態を「要介護2以上」に拡大することもできます。

新契約の申込みを電子サイン等の手続きで行ったが、記入項目も少なくてスムーズだった。

お客さまに各種お手続きをスムーズに行っていただけるよう、従来から事務手続きの簡素化に取り組んでおり、2019年1月には、新契約について、タブレット端末による電子申込手続きを導入しました。

これまでの紙による申込手続きでは複数の書類に署名等をしていただいていましたが、電子申込手続きでは、手続きを統合することにより署名回数を削減するとともに、健康診断結果の通知書をタブレット端末に搭載しているカメラで撮影することによって紙(コピー)の提出の代わりとするなど、事務手続きの一層の簡素化を図っております。

給付金請求手続き等、新契約申込み以外の手続きの際にも、書類等の提出を不要とする電子的手続きの導入も検討しているところであり、引き続きお客さまの利便性向上に向けた取組みを進めてまいります。